

令和4年度 財務省政策評価書(案)について

1. 「政策の目標」の評定一覧	1
2. 令和4年度における評定ごとの集計結果	2
3. 令和4年度における目標ごとの評定結果	3
4. 令和4年度における財務省の主な取組	6
5. 令和4年度の評定が「B 進展が大きくない」である目標の評定理由及び政策への反映	7
6. 令和4年度の評定が前年度の評定より高くなった目標の評定理由	9
【参考1】 デジタル化の取組	11
【参考2】 評定基準（評価マニュアル抜粋）	13

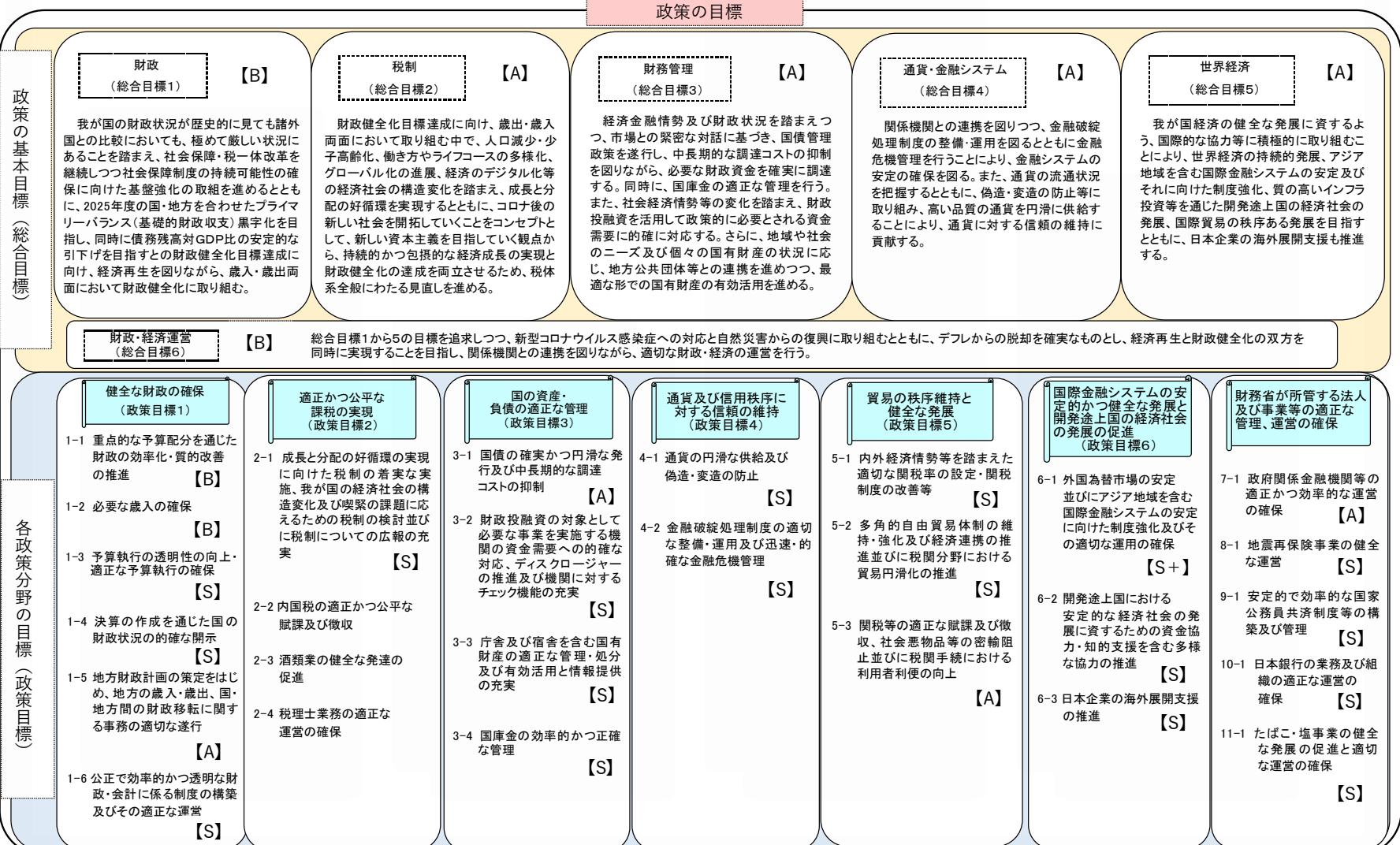
1. 「政策の目標」の評定一覧

財務省の使命

国 の 信 用 を 守 り、希 望 ある 社 会 を 次 世 代 に 引 き 繼 ぐ。

納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、広く国の信用を守り、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献して、希望ある社会を次世代に引き継ぐこと。

政策の目標



2. 令和4年度における評定ごとの集計結果

各府省共通の評定区分		総合目標	政策目標	合 計
S +	目標超過達成	0	1	1
S	目標達成	0	17	17
A	相当程度進展あり	4	4	8
B	進展が大きくない	2	2	4
C	目標に向かっていない	0	0	0
合 計		6	24	30

3. 令和4年度における目標ごとの評定結果

【総合目標】		評定
1 (財政)	我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス(基礎的財政収支)黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。	B
2 (税制)	財政健全化目標達成に向け、歳出・歳入面において取り組む中で、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化を踏まえ、成長と分配の好循環を実現するとともに、コロナ後の新しい社会を開拓していくことをコンセプトとして、新しい資本主義を目指していく観点から、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させるため、税体系全般にわたる見直しを進める。	A
3 (財務管理)	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融資を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形での国有財産の有効活用を進める。	A
4 (通貨・金融システム)	関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。	A
5 (世界経済)	我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。	A
6 (財政・経済運営)	総合目標1から5の目標を追求しつつ、新型コロナウイルス感染症への対応と自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。	B

評定は「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階。

【政策目標】		評定
1-1	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	B
1-2	必要な歳入の確保	B
1-3	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	S
1-4	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	S
1-5	地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	A
1-6	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	S
2-1	成長と分配の好循環の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実	S
3-1	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	A
3-2	財政投融資の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実	S
3-3	庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実	S
3-4	国庫金の効率的かつ正確な管理	S
4-1	通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止	S
4-2	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	S

評定は「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階。

【政策目標】		評定
5-1	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	S
5-2	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進	S
5-3	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上	A
6-1	外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	S+
6-2	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	S
6-3	日本企業の海外展開支援の推進	S
7-1	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	A
8-1	地震再保険事業の健全な運営	S
9-1	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	S
10-1	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	S
11-1	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	S

評定は「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階。

4. 令和4年度における財務省の主な取組

政策目標	内 容	
1－1	財政	令和5年度予算については、防衛力の抜本的な強化やその裏付けとなる財源の確保、こども・子育て支援の強化、GX（グリーン・トランジフォーメーション）、地方・デジタル田園都市国家構想など、現下の重要課題に対して重点的に予算措置を講じております。また、新型コロナウイルス感染症や物価高騰といった足元の喫緊の課題に対しては、令和4年度の補正予算の編成や予備費の活用により、機動的に切れ目のない対応を講じてきました。同時に、歳出改革や予算の質の向上に向けて、国民負担の軽減のための毎年薬価改定の実施、雇用調整助成金等の特例措置の段階的な見直し、デジタル化の推進による政府情報システムの効率化といった取組を進めました。（施策1－1－1）
2－1	税制	令和5年度税制改正では、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISA制度の抜本的拡充・恒久化を行うとともに、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置を講ずることとしました。また、より公平で中立的な税制の実現に向け、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入、グローバル・ミニマム課税の導入及び資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築等を行うこととしました。これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和5年3月28日に成立しました。（施策2－1－1）
3－2	財投	令和5年度財政投融资計画については、政策評価を活用した適切な審査等を踏まえた上で、新型コロナウイルス感染症に加え、物価高騰の影響も重なって厳しい状況にある事業者への資金繰り支援に引き続き万全を期すとともに、「新しい資本主義」の加速や外交・安全保障環境の変化への対応等に取り組むこととしています。また、令和4年度財政投融资計画補正においては、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）を踏まえ、10,210億円の追加を行いました。（施策3－2－1）
5－3	国際貿易	貿易円滑化の推進と水際取締りの強化をより高いレベルで両立するため、税関手続の改善、リスク管理手法の高度化等の施策を着実に進めてきております。加えて、経済安全保障への対応として、軍事転用のおそれのある製品や技術等の流出につながる不正輸出の防止を念頭に、体制強化、インテリジェンス能力強化、規制対象物品の輸出実績の把握と適正な輸出通関の徹底、民間事業者との連携等の取組を実施しました。（施策5－3－2）
6－1 6－2	国際金融	ロシアによるウクライナ侵略を受けて、G7を始めとする国際社会と緊密に連携し、外為法に基づく資産凍結等の制裁措置を実施しました。（施策6－1－4） また、ウクライナへの機動的な財政支援を行いつつ、ウクライナの復旧・復興をも支援するため、JBICの機能強化や、世界銀行を通じた財政効率的な支援を可能とすることを目的とした法改正を進めました。（施策6－2－1、6－2－2）
7－1	政策金融	東日本大震災等からの復興に加え、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に対応するため、政府関係金融機関等による円滑な資金供給を実施できるよう、体制を確保しました。さらに、ウクライナ情勢・原油価格上昇等の影響により資金繰りや経営に困難を来している中小企業等への資金繰り支援として、セーフティネット貸付の金利引下げを実施しました。（施策7－1－1）

5. 令和4年度の評定が「B 進展が大きくない」である目標の評定理由及び政策への反映

目 標	評定理由	政策への反映
総合目標1 我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。	<p>（前略）令和5年度予算については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「経済財政運営と改革の基本方針2022」に基づき、2022年度から2024年度までの3年間について、2019年度から2021年度までの基盤強化期間と同様の歳出改革の取組を継続することとしており、社会保障関係費について、実質的な伸びを高齢化による増加分におさめるとともに、社会保障関係費以外について、防衛関係費の増額を達成しつつ、経済・物価動向等を踏まえて柔軟な対応を行うなど、これまでの歳出改革の取組を実質的に継続しました。</p> <p>あわせて、防衛関係費については、できる限りの税外収入の確保など、防衛力の維持・強化のための財源確保に努めました。また、これまでの「新経済・財政再生計画改革行程表」等に基づき全世代型社会保障に向けた改革に取り組み、社会保障制度の基盤強化を進めました。</p> <p>（中略）</p> <p>以上のとおり、令和4年度においては、財政健全化に向けた取組を実施し、2025年度のプライマリーバランスの黒字化等の目標に向かっているものの、新型コロナウイルス感染症への対応や物価高騰対策等の影響もあり、我が国の財政状況は極めて厳しい状況が続いている。これを踏まえたテーマ1-1の評定が「b 進展が大きくない」であるため、本総合目標の評定は、上記のとおり、「B 進展が大きくない」としました。</p>	<p>中長期試算（令和5年1月）においては、成長と分配の好循環を拡大すること等により力強い成長が実現し、これまでと同様の歳出改革努力を継続した場合、国・地方を合わせたプライマリーバランスは2025年度に黒字化する姿が示されています。こうした点のほか、上記の評価結果も踏まえて、引き続き以下の取組を実施します。</p> <p>我が国の財政に対する信認を確保していくために、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025年度の国・地方のプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に向けて取り組むこととしています。</p>
総合目標6 総合目標1から5の目標を追求しつつ、新型コロナウイルス感染症への対応と自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。	<p>財務省として、関係府省と連携しながら、経済成長と財政健全化を両立できるよう、「経済財政運営と改革の基本方針」等に沿って適切な財政・経済の運営を行ってきました。</p> <p>（中略）</p> <p>他方、新型コロナウイルス感染症への対応や物価高騰対策等の影響もあり、我が国の財政状況は極めて厳しい状況が続いております。以上の状況を総合的に勘案し、テーマの評定が「b 進展が大きくない」であるため、当該総合目標の評定は、上記のとおり、「B 進展が大きくない」としました。</p>	<p>関係府省と連携しながら、経済成長と財政健全化を両立できるよう、「経済財政運営と改革の基本方針」等に沿って適切な財政・経済の運営を行っていきます。</p> <p>また、令和4年度の累次の補正予算及び令和5年度予算を迅速かつ着実に執行するとともに、相次ぐ自然災害からの復興の加速に取り組みます。</p>

目 標	評定理由	政策への反映
政策目標1－1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	<p>それぞれの政策課題に対して必要な予算措置を行うとともに、様々な改革努力も積み重ねてきましたが、我が国の財政状況はより一層厳しさを増しており、今後とも歳出・歳入両面の改革に取り組む必要があることから、重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組については、「進展が大きくない」と考えられます。</p> <p>(中略)</p> <p>施策1－1－2の評定は「s 目標達成」であるものの、施策1－1－1の評定が「b 進展が大きくない」であることから、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「B 進展が大きくない」としました。</p>	<p>重点的な予算配分を通じ財政の効率化・質的改善を図るとともに予算執行調査結果、政策評価結果、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などの予算への反映・適切な活用に努めます。</p> <p>広報活動については、財政の現状や政府の取組に係る図表等を用いた分かりやすい説明を、資料やウェブサイト等の多様な媒体によって、引き続き積極的に行います。</p> <p>また、財政の効率化・質的改善を推進するための調査研究等に必要な経費の確保に努めます。</p>
政策目標1－2 必要な歳入の確保	<p>(前略) 新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰の影響やそれへの対応が財政に及ぼした影響等については留意する必要があるものの、政策的経費を賄うのに十分な歳入の水準を確保できておらず、また、収入増につながる具体的な制度改革等の取組も十分に行うことができないことから、必要な歳入の確保について大きく進展したとは言い難い状況です。</p> <p>施策1－2－1の評定が「b 進展が大きくない」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「B 進展が大きくない」としました。</p>	<p>今後も、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響等足もとの経済情勢を踏まえつつ、経済指標や課税実績等の幅広い要素を基に見積りを行うことにより税収及び税外収入の確保に努めるとともに、歳入に関する情報について説明責任の向上に努めていきます。</p>

6. 令和4年度の評定が前年度の評定より高くなった目標の評定理由

目標	評定		評定の理由等
	3年度	4年度	
政策目標6－1 外国為替市場の安定並びに アジア地域を含む国際金融 システムの安定に向けた制 度強化及びその適切な運用 の確保	S 目標達成	S+ 目標超過 達成	<p>施策6－1－4「テロ資金や北朝鮮の核開発及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応」については、令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援に対応し、G7をはじめとする国際社会とともに金融制裁を強化すべく、</p> <ul style="list-style-type: none"> - 暗号資産が制裁の抜け穴となることを防ぐため、外為法を改正しました（令和4年4月20日に可決・成立）。 - ロシア及びベラルーシの政府高官を始めとした個人・団体及びロシア中央銀行や特定の銀行等に対する資産凍結等の制裁措置を累次にわたり実施しました。 - 世界的なエネルギー市場の安定を図りつつ、ロシアのエネルギーによる歳入を減少させるため、一定の価格を超えるロシア産原油及び石油製品の海上輸送等に関連するサービスの提供禁止措置（プライス・キャップ制度）を導入しました。 <p>また、国際金融システムの濫用防止のため、FATF第4次対日相互審査の結果等も踏まえ、外為法に基づく制裁措置をより強化するための態勢整備義務を金融機関等に対し課すとともに、電子決済手段が制裁の抜け穴となることを防ぐべく、外為法を改正しました（FATF勧告対応法の一部として令和4年12月2日に可決・成立）。</p> <p>更に、以上の実効性を確保するため、外国為替検査においては、対ロシア制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえつつ、金融機関等のリスクに応じ、適切に検査等を実施しました。</p> <p>政策環境の激変に対応する中で達成されたこれらの実績は、目標の達成を目指して標準的に事務を行った結果達する程度を明らかに超える水準であると考えられます。</p> <p>その結果、施策6－1－4の評定は「S+ 目標超過達成」であり、その他施策の評定もすべて「S 目標達成」であることから、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S+ 目標超過達成」としました。</p>

目 標	評定		評定の理由等
	3年度	4年度	
<p>政策目標1 1－1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保</p>	A 相当程度進展あり	S 目標達成	<p>施策「政11－1－1 たばこ事業の適切な運営と管理・監督」に係る主要な測定指標の一つとして「政11-1-1-A-1 製造たばこ小売販売業の許可に係る標準処理期間達成率」を設定しており、申請を受理した日の属する月の末日から原則2か月以内に処理するよう努めています。</p> <p>令和3年度においては、処理に慎重な検討を要する申請があったことにより、実績値(99.1%)が目標値(99.5%以上)を下回りました。</p> <p>一方、令和4年度においては、近年の実績値が継続して目標値を上回っていたことを踏まえ、目標値を引き上げましたが、実績値(99.9%)が目標値(99.8%以上)を上回りました。その結果、すべての施策が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は「S 目標達成」としました。</p>

【参考1】 財務省におけるデジタル化の取組一覧

※令和4年度政策評価書(案)より抜粋

1. 財政

財政に関するパンフレットについて、電子書籍など多様な媒体で配布・配信したほか、小中高生向けの特別授業である「財政教育プログラム」を実施しました。また、多数の大学や地方公共団体等に出向いて説明会を実施したほか、令和4年度においては積極的にオンラインによる説明会も実施することで、国民の方々に「財政の現状」や「財政健全化に向けた取組」、「社会保障と税の一体改革」等について現状と課題を知っていただくことに努めました。
【政策目標1－1(施策1-1-2)】

2. 税制

納税環境整備に関する専門家会合では、税務手続のデジタル化や税に対する公平感を大きく損なうような行為への対応等に関して、今後の課題・方向性についての議論を行いました。
【総合目標2(テーマ2-1)、政策目標2－1(施策2-1-1)】

主に小学生を対象として、小学生に人気の学習用コンテンツとコラボした税金ドリルの第2弾(小学校高学年向けの冊子)を作成し、財務省ホームページ上で公開しました。また、新たに税制の意義や役割について学ぶことができる、小学生向けの学習まんがを作成して、全国の小学校、図書館、児童館等に配布しました。さらに、税制に関心を持つ機会を増やすべく、民間の小・中学生向け学習用コンテンツをまとめたサイトに「みんなが払っている税金の種類を大研究」や「税金の使いみちYES／NOカードを作ろう」、「じぶんの住むまちの公共施設マップを作ろう」といった内容のコンテンツを作成しました。

国民一般に向けた広報活動としては、パンフレットの作成・配布(「もっと知りたい税のこと」や「令和〇年度税制改正」)のほかに、パンフレットの内容を動画化し、財務省公式YouTubeチャンネルで公開しました。オンライン会議等も活用し、税制に関する講演や説明会の機会を確保し、広報活動を積極的に実施しました。税制メールマガジンについては、主税局職員から各税目に関する説明や考え方等を紹介するコーナーを新たに掲載するなど、魅力的な情報発信に努めました。財務省の公式TwitterなどのSNSでも積極的に発信しました。
【政策目標2－1(施策2-1-2)】

3. 国債

個人投資家については、個人投資家層の裾野を広げる観点等から、SNSを活用するなどインターネット広告を重点的に行うとともに、個人向け国債ウェブサイトの利便性向上や動画等のコンテンツの掲載により、広告の充実を図りました。

海外投資家については、オンライン会議形式も併用しつつ、渡航制限の緩和等を踏まえて対面での海外投資家との個別面談を中心に、きめ細かい投資家ニーズ等の把握や情報提供を行いました。
【政策目標3－1(施策3-1-3)】

国債市場や国債管理政策についての透明性を高め、国債等に係る国民等の理解を向上させる観点から、ウェブサイト等を通じた積極的な情報発信や広報活動に引き続き努めました。
【政策目標3－1(施策3-1-5)】

4. 国有財産

「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を踏まえ、デジタル社会の基盤となる5G基地局の整備加速に対応し、民間事業者による基地局整備を後押しするため、5G基地局の設置場所としての国有財産の活用に取組むとともに、地方都市等における新しい働き方の支援として、民間事業者によるBOX型サテライトオフィスの設置場所としての活用に取組みました。
【政策目標3－3(施策3-3-1)】

5. 通貨

通貨制度を所管する一環として、CBDC(中央銀行デジタル通貨)について、実証実験を進めている日本銀行と連携しつつ、諸外国の動向を含め、様々な調査・検討を行いました。また、CBDCに関する制度設計の大枠の整理に向けて、高い識見を有する方々から御意見や御助言をいただくための有識者会議を令和5年度に開催することとしており、令和4年度はその準備を進めました。
【総合目標4(テーマ4-2)】

6. 貿易

関税技術協力については、令和4年度は新型コロナウイルスの感染状況に留意しつつ対面支援を段階的に再開しながら、アジア・アフリカ・太平洋島嶼国地域を中心に、67件の研修及びセミナーを実施しました。なお、支援の実施に当たっては、国内外における新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、効果が認められる部分についてはオンラインによる方式も積極的に併用した支援を実施しました。

「総合的なTPP等関連政策大綱」(令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定)も踏まえ、貿易に係るビジネス環境整備の一環として、EPAに基づき発給される原産地証明書等のデジタル化に取り組んでいます。原産地証明書情報の電子的な交換の実現に向けて、インドネシア、タイ、ASEANと協議を進めており、日インドネシアEPAについて、令和5年6月の運用開始を予定しています。【政策目標5-2(施策5-2-2)】

7. 税関手続

税関が保有するビッグデータ(輸出入申告等)を解析し、輸入事後調査の立入先選定業務支援として活用するとともに、輸入申告に対する検査選定支援への活用も検討しました。【政策目標5-3(施策5-3-1)】

税関関係書類における押印等の原則廃止やNACCS未対応であった税関手続のオンライン化により、通関関係書類の更なる電子化・ペーパーレス化を図りました。加えて、入国旅客等の関税等の納付手段として、令和3年7月からスマートフォン決済アプリ納付、令和4年2月からクレジットカード納付を導入したほか、入国旅客等の迅速な通関と厳格な水際取締りの両立を図る観点から、Eゲート(税関検査場電子申告ゲート)等を適切に運用するなど、利用者の利便性向上に努めました。【政策目標5-3(施策5-3-3)】

税関ホームページや説明会等を通じて情報をわかりやすく提供・発信することによって税関の取組に対する国民の理解向上や新しい制度の利用拡大に努めました。ソーシャルメディアによる積極的な情報発信を行い、税関の密輸取締り活動に関する認知度の向上に努めました。【政策目標5-3(施策5-3-5)】

8. 國際政策

税関では、通関制度・税関手続の簡素化・透明化、取締手法の効率化、税関能力向上等に取り組んでいる開発途上国税関当局に対し、支援ニーズを的確に把握した上で、WCO(世界税関機構:用語集参照)等とも連携して、オンラインによる方式も積極的に併用した技術支援を実施しました。

財務総合政策研究所では、令和4年度も、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、オンライン形式で、開発途上国が抱える政策課題等に関するセミナーを提供しました。その際、講義内容の一部を変更する等の工夫を行い、効果的な支援の実現を目指しました。また、海外の研究機関と、オンラインを活用したワークショップを開催し、経済・財政政策等の分野での相互理解を深めました。【政策目標6-2(施策6-2-4)】

9. 地震再保険

地震保険の普及については、財務省ウェブサイトやSNSの活用に加え、政府広報等との連携、損害保険業界の広報活動への支援や、業界との意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました。【政策目標8-1(施策8-1-2)】

地震保険検査の実施において、必要に応じてオンラインによるヒアリングを活用し、効果的・効率的な検査を実施しました。【政策目標8-1(施策8-1-3)】

10. その他

(1) 共済手続

「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日閣議決定)及び「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、内部手続も含めた共済手続のデジタル完結を実現するため、e-Gov審査支援サービスを活用することとし、令和4年度においては、デジタル庁等と必要な調整を行うとともに各共済組合と連携してサービスの利用に必要な共済手続の標準化等を進めました。【政策目標9-1(施策9-1-2)】

(2) たばこ事業

年齢識別自販機については、令和8年3月のタスピ事業終了を見据え、マイナンバーカード方式による年齢識別装置が導入されるよう、業界団体 15 に対してその検討を促しました。【政策目標11-1(施策11-1-1)】

【参考2】評定基準（評価マニュアル抜粋）

総合目標・政策目標の評定	テーマ・施策の評定
<p>1 「S+ 目標超過達成」 施策の評定が「s+」又は「s」であり、かつ、一つ以上が「s+」 (例) 施策① s+ 施策② s 施策③ s</p>	<p>1 「s+ 目標超過達成」 (①及び②をともに満たす場合) ① 主要な測定指標の実績値に、目標値を大幅に上回っているものがある。 例：実績値が目標値の120%を超過している場合。 目標値の達成を目指して標準的に事務を行った結果達する程度を明らかに超える水準である場合。 ② 施策に係る測定指標の全てが「○」である。</p>
<p>2 「S 目標達成」 施策の評定が全て「s」 (例) 施策① s 施策② s 施策③ s</p>	<p>2 「s 目標達成」 (①から③までの全てを満たす場合) ① 主要な測定指標の実績値に、目標値を大幅に上回っているものがない。 ② 施策に係る測定指標の全てが「○」である。 ③ 測定指標以外で「s 目標達成」と言い難い特段のネガティブな事情がない。</p>
<p>3 「A 相当程度進展あり」 施策の評定が全て「a」、又は「s」と「a」のみ (例) 施策① s 施策② s 施策③ a</p>	<p>3 「a 相当程度進展あり」 (注1) (①及び②をともに満たす場合) ① 施策に係る主要な測定指標が全て「○」、「□」(注2)又は「△」(注3)である。 ② 施策に係る測定指標に一つでも「□」、「△」又は「×」(注4)があるか、全ての測定指標が「○」で上記③の事情がある。</p>
<p>4 「B 進展が大きくない」 施策の評定に「b」があり、かつ、「c」がない (例) 施策① s 施策② a 施策③ b</p>	<p>4 「b 進展が大きくない」 (注1) (①及び②をともに満たす場合) ① 施策に係る主要な測定指標に一つでも「×」がある。 ② 「c 目標に向かっていない」に該当しない。</p>
<p>5 「C 目標に向かっていない」 施策の評定に「c」がある (例) 施策① s 施策② a 施策③ c</p>	<p>5 「c 目標に向かっていない」 主要な測定指標の実績値が、目標値から大きく乖離している場合</p>

(注)1 測定指標以外の事情として、特段のネガティブな事情がある場合には、適切な理由を付して「a」を「b」に、「b」を「c」に下方修正することができる。

2 測定指標の「□」は総合目標において最終目標年限以外の評価対象年度末において進捗が順調である場合。

3 測定指標の「△」は、定量的測定指標においては、原則として、目標値と実績値の差が1%以下の場合、定性的測定指標においては、目標達成に近いが、達成したとまでは言えない場合とする。

4 実績値が目標値未満となった場合において、やむを得ない事情による外観上の未達成の場合には、「○」とした上で事情を説明する方法も認められる。